

# 農業制度資金のご案内

## 農業経営の改善・発展に！



### 相談窓口

村山総合支庁	農業振興課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8397
	農業技術普及課	〃	023-621-8277
	西村山農業技術普及課 北村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355 村山市橋岡笹田4-5-1	0237-86-8215 0237-47-8630
最上総合支庁	農業振興課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
	農業技術普及課	〃	0233-29-1326
置賜総合支庁	農業振興課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6049
	農業技術普及課	高島町大字福沢160	0238-57-3411
	西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	0238-88-8213
庄内総合支庁	農業振興課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5498
	農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	0235-64-2103
	酒田農業技術普及課	酒田市若浜町1-40	0234-22-6521
本庁	農林水産部	山形市松波2-8-1	023-630-3088
	農業経営・所得向上推進課		

令和4年1月  
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

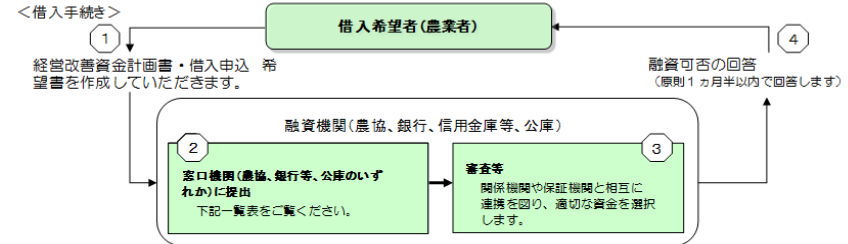


農業近代化資金

日本政策金融公庫資金  
農業経営基盤強化資金・青年等就農資金  
農業改良資金・経営体育成強化資金

### ★農業経営改善関係資金★

○有利な資金を利用したいという方は、日頃取引のある融資機関（農協、銀行、信用金庫等）か、日本政策金融公庫に関係書類をご提出いただければ、関係融資機関で審査させていただきます。適切な資金をご融資いたします。また、特定の資金を利用したい方は、ご希望の融資機関にご相談ください。

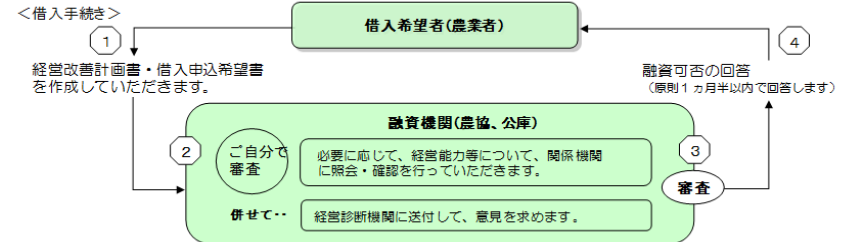


日本政策金融公庫資金  
経営体育成強化資金

農業経営負担軽減支援資金

### ★農業負債整理資金★

○まずは、現在融資を受けている融資機関に償還条件の緩和についてご相談ください。  
○償還条件の緩和だけでは、経営再建が図られない場合には、負債整理資金の活用について、それぞれの融資機関にご相談ください。



### お問い合わせは..

名 称	住 所	電話番号
山形市農業協同組合	山形市幸町18-20	023-623-0593
山形農業協同組合	山形市旅館町1-12-35	023-624-8269
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	023-653-5110
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地75	0237-86-8189
みちのく村山農業協同組合	村山市橋岡北町1-1-1	0237-55-0910
東根市農業協同組合	東根市大字東根甲1390-1	0237-43-1113
新庄市農業協同組合	新庄市沖の町5-55	0233-22-3966
もがみ中央農業協同組合	新庄市大字福田字福田山711-73	0233-32-1512
金山農業協同組合	最上郡金山町大字金山456-30	0233-52-2011
山形あきたま農業協同組合	東置賜郡川西町大字上小松978-1	0238-48-3035
庄内たがわ農業協同組合	鶴岡市上藤島字備中3-1	0235-64-4926
鶴岡市農業協同組合	鶴岡市日吉町3-7	0235-23-5091
余目町農業協同組合	東田川郡庄内町余目字三人谷地172	0234-45-1503
庄内みどり農業協同組合	酒田市曙町1-1	0234-26-5540
酒田市袖浦農業協同組合	酒田市坂野辺新田字藤巻112	0234-92-4756
山形県船農業協同組合	山形市吉原2-8-6	023-645-4527
山形銀行	山形市七日町3-1-2	023-623-1221
荘内銀行	鶴岡市本町1-9-7	0235-22-5211
きらやか銀行	山形市旅館町3-2-3	023-631-0001
米沢信用金庫	米沢市大町5-4-27	0238-22-3433
鶴岡信用金庫	鶴岡市馬場町1-14	0235-22-2350
新庄信用金庫	新庄市本町2-9	0233-22-4222
日本政策金融公庫山形支店農林水産事業	山形市七日町3-1-9	023-623-8135
農林中央金庫山形支店	山形市七日町3-1-16	023-641-6319

※融資機関により、取り扱いのない資金もありますので、お問い合わせください。

資金種類	区分	農地		施設・農機具			購入・育成			その他					対象者	貸付限度額等	貸付利率 (R4.1.20現在)	返済期間 (据置期間)	債権保全措置 (農業信用基金協会の機関保証 担保・保証人)	融資機関					
		取得	賃借料の一括払い	水田転作・内水面農地	土地改良・基本整備費	農舎・畜舎等生産施設	流通・加工施設	観光農業施設	農機具購入	花木の植栽・育成	果樹の植栽・育成	家畜の購入・育成	給排水施設	運転資金							生活環境の改善	研修資金	災害資金	経営再建・負債整理	
農業近代化資金	1 建物構築物資金				○	○	○													認定農業者	個人 1,800万円 (特認2億円)	個人0.30% 共同0.30%	15年以内	[機関保証あり] 無担保・無保証人による保証(★)	農協 酪農協 銀行 信用金庫
	2 農機具等資金						○													認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)	法人 2億円 融資率 80%	<認定農業者> 0.16~0.30%	<認定農業者以外> (据置3年以内) <認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者以外> による保証(★) <認定農業者以外> 個人3,000万円以内 法人6,000万円以内	
	3 果樹等植栽育成資金								○	○										認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)	個人 1,800万円まで 融資率 100%		<認定農業者> (据置7年以内)	個人3,000万円以内 法人6,000万円以内	
	4 家畜購入資金										○									認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
	5 家畜育成資金											○								認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
	6 小土地改良資金(事業費1,800万円以内)			○																認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
	7 農村環境整備資金												○							認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
	8 農村給排水施設資金													○						認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
	9 長期運転資金			○										○	○					認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)					
災害関係資金	農林漁業天災対策資金 (令和3年4月からの降霜及び降雪対策資金) 貸付期間:令和4年3月31日まで																			以下のいずれかの被害があるとする市町村の認定を受けた農業者	果樹栽培者(果樹収入が5割以上) (個人) 500万円又は損失額の55%のうち少ない額 (法人) 2,500万円又は損失額の55%のうち少ない額	無利子~0.80% ※実際の利率は融資機関ごとに異なります	3~6年(据置期間なし) ※被害程度によって異なります	[機関保証あり] 無担保・無保証人による保証(★)	農協 銀行 信用金庫
	災害・経営安定対策資金 (令和3年の米価下落対策資金) 貸付期間:令和4年3月31日まで																			米の生産者であり、令和3年産米の「生産の目安」に協力している者	次の①又は②のうちいずれか少ない額 ① 貸付対象が生産している米の出荷量×1,900円/60kg ② 500万円	無利子~0.75% ※実際の利率は融資機関ごとに異なります	1年以内(据置なし)	[機関保証あり] 無担保・無保証人による保証(★)	農協 銀行 信用金庫
国日本政策金融公庫資金	青年等就農資金 (新規就農を支援する資金)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定新規就農者 (※1)	3,700万円 (特認1億円) 就農施設等資金の 貸付残高と通算	無利子	17年以内 (据置5年以内)	実質無担保・無保証人による保証	国日本政策 金融公庫 及び 公庫委託 金融機関 (農協・銀行・信 用金庫等)
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) (負債整理の場合は制度資金以外が対象)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定農業者	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認30億円(※2))	0.16~0.30% 実質化プランの地域の 中心経営体(※3) 農地中間管理機構から 農用地等を借り受けた者 貸付当初5年間無利子 県負担で6~10年目無利子化	25年以内 (据置10年以内)	[機関保証なし] (直貸) 必要に応じて 担保・保証人を徴求	
	経営体育成 強化資金	1 前向き投資	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定農業者以外の担い手	個人 1億5千万円 法人 5億円 融資率 80%	0.30%	25年以内 (据置3~10年以内)		
		2 再建整備資金の対象となる 負債の借換え																		認定農業者以外の担い手	個人 1,000万円 法人 4,000万円 特認1,750万円 特定2,500万円				
		3 償還円滑化資金の対象となる 負債の借換え																		認定農業者以外の担い手	計画期間中の 支払金額の合計				
農業改良資金	1 新たな農業部門の経営の開始 2 新たな加工事業の経営の開始 3 農畜産物・加工品の新たな生産 方式の導入 4 農畜産物・加工品の新たな販 売方式の導入			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		エコファーマー 六次産業化法の認定 を受けた農業者等	個人 5,000万円 法人 1億5千万円	無利子	12年以内 (据置5年以内)			
セーフティネット資金 (農林漁業経営の安定のための資金)																			農業者	600万円 (一定要件を満たすものは経営規模に応じて増額可能)	0.16%~0.17%	10年以内 (据置3年以内)			
その他	農業経営改善促進資金(スーパーS資金) (農業経営改善のための短期運転資金)																			認定農業者	<一般農業者> 個人 500万円 法人 2,000万円	1.20%	1年以内	[機関保証あり] 無担保・無保証人による保証(★)	農協 銀行
	農業経営負担軽減支援資金 (農業経営改善のための既往債務の借換え資金)																			借入金の償還が 困難となっている農業者	営業負債の残高 (5.0%以下の 制度資金を除く)	無利子 [融資機関 引下げ後]	10年(特認15年)以内 (据置3年以内)	[機関保証あり] 必要に応じて 担保・保証人を徴求	農協・酪農協 銀行 信用金庫

※1 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想策定後に、市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人。  
 ※2 民間金融機関との協調融資の状況に応じる。  
 ※3 実質化された人・農地プラン等に地域の中心となる経営体として位置付けられることが事実との市町村の証明を受けた者を含む。  
 ○この表は原則的な事例を掲載したものです。資金使途、資金種類により条件が異なりますので、詳細は取扱融資機関等へお問い合わせください。  
 ○認定新規就農者及び認定農業者の認定は市町村で行っています。